平成２２年（フ）第９８６号
京都府京都市山科区厨子奥苗代元町10番地40　たちばな荘103号、住民票上の住所京都府京都市山科区厨子奥苗代元町10番地40　たちばな荘203号
債務者　金津こと山本こと平山こと張本こと輪島こと　堂谷　英之
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
京都府八幡市男山長沢４番地13　長沢ハイツ202
債務者　西下　智子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
兵庫県姫路市延末１番地
債務者　松尾　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第3号
広島県広島市安佐南区川内１丁目15番７―２―201号　Ａ棟
債務者　高山　尚平
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１６５号
広島県廿日市市新宮１丁目14番２号シャルマンヴィラ新宮303、住民票上の住所青森県青森市大字浜田字玉川151番地４　グリーンハイツ玉川１―102
債務者　布施　浩太
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３号
広島市佐伯区五日市５丁目６番２号
債務者　藤本　准三
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２号
広島市佐伯区五日市５丁目６番２号
債務者　藤本　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５５号
広島市西区己斐西町26番15―10―103号
債務者　向井　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５９号
広島県東広島市西条町田口2930番地３フラワーヒルズ102号
債務者　栗垣　紀文
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７００号
広島市安佐南区緑井２丁目３番20号
債務者　坂本　正一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０１号
広島市安佐南区緑井２丁目３番20号
債務者　坂本　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６４号
広島市安佐南区沼田町大字伴8581番地12
債務者　平本美喜子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９５号
広島市中区住吉町８番８―205号
債務者　太田　幸生
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０４号
広島市中区国泰寺町２丁目５番10―702号
債務者　石橋なぎさ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３６号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目16番15号
債務者　沖中　純子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８４号
広島県山県郡北広島町本地51番地２
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８号
福岡市南区長住３丁目35番509号
債務者　長尾　隆之
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部